

# 国立大学法人東京外国語大学非常勤 講師就業規則

（平成16年4月1日  
規則第70号）

## （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年4月1日規則第52号）第4条に基づき、教育研究上の必要に応じて、国立大学法人東京外国語大学が委嘱する非常勤講師及び非常勤医師（以下「非常勤講師等」という。）について、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この規則で非常勤講師とは、外国語学部、大学院地域文化研究科、留学生日本語教育センター及びアジア・アフリカ言語文化研究所が教育研究上の必要な非常勤の教員をいう。また、非常勤医師とは、保健管理センターで学生及び教職員の保健指導に従事させる医師免許を有する非常勤の医師をいう。

## （選考基準）

第3条 非常勤講師等の選考基準は、外国語学部、大学院地域文化研究科、留学生日本語教育センター、アジア・アフリカ言語文化研究所及び保健管理センター（以下「部局」という。）の各教授会において個別に定める。

## （年齢制限等）

第4条 非常勤講師等となる者は、その年度の末日における年齢が65歳を超えてはならない。ただし、特別な事情があるときは、各部局の教授会の議を経て例外的措置を認めることができる。

## （従事制限）

第5条 非常勤講師等は、1週あたり12時間及び年間360時間を超えて従事することはできない。この場合に1限当たり90分の授業については、2時間として換算する。

## （給与の支給）

第6条 非常勤講師へ支払う報酬は委嘱する者の経験年数を考慮して、毎年年度末までに翌年度における1時間当たり支給額を学長が定める。1限当たりの従事時間数の換算は前条後段と同様とする。

2 支給に当たっては、委嘱期間における従事時間数に1時間当たりの支給額を乗じた額を、委嘱期間が5月を越え6月までの場合は、5月間で、また委嘱期間が11月を越え1年までの場合は10月間で分割して支給する。

3 集中講義等で前項によりがたい場合は、従事した時間数に1時間当たりの支給額を乗じて支給することができる。

4 第2項による支給に当たっては、勤務期間の最終月の前月までの従事実績等を考慮して最終月において支給額の調整を行うことができる。

(出講手当)

第7条 出講手当は、居所から本学までの徒歩による距離が片道2 km以上で交通機関及び自動車等の交通用具(以下「交通機関等」という。)を利用して出講する非常勤講師等に前条の報酬と併せて支給する。

2 出講手当は、利用する交通機関等の距離に応じて、週1日あたりの出講につき支給月額(給与を支給しない月を除く。)を下記のとおり定める。

10 kmまで	2,000円
10 kmを越え30 kmまで	5,000円
30 kmを越え60 kmまで	8,000円
60 kmを越え100 kmまで	12,000円

3 交通機関等の距離が100 kmを越える場合又は集中講義等で前項によりがたい場合は、国立学校法人東京外国語大学旅費規程(平成16年規則第 号)の定めるところにより交通費、日当及び宿泊費等を支給することができる。

(支給日)

第8条 第6条の給与及び前条の出講手当は、月の17日に支給する。ただし、その日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は前々日に支給する。

2 第6条第2項により支給する場合は、原則として5月から2月の10月間を支給期間とし、前項により支給する。

3 第6条第3項により支給する場合は、従事した翌月に第1項により支給する。

4 この条の各項によりがたい場合は、別に定めることができる。

(委嘱期間)

第9条 委嘱期間は、その年度内とする。また、必要に応じて更新することができる。

(委嘱の解除)

第10条 委嘱している非常勤講師等に下記の事由が生じた場合は、所属部局の教授会の議を経て委嘱を解除することができる。

(1) 心身の故障その他の理由で、業務を行うことが困難となった場合

(2) 本学の信用を失墜させる行為又は教育上不適当な行為があった場合

2 前項第1号により委嘱を解除する場合は、30日前の予告若しくは報酬の1月相当分を支払うものとする。

(年次有給休暇)

第11条 労働基準法第39条の規定に基づき年次有給休暇を付与する。

(社会保険)

第12条 非常勤講師等は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による保険給付等を受給することができる。

(雑則)

第13条 この規則の実施に関して、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。